議案第119号

大田原市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について 大田原市火葬場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

大田原市長 津久井 富 雄

大田原市火葬場条例の一部を改正する条例

大田原市火葬場条例(昭和60年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「あつて」を「あって」に改める。

第3条第1項ただし書中「あつて」を「あって」に、「申請人」を「申請者」に改め、「死亡者」の次に「又は使用者」を加える。

別表を次のように改める。

別表 (第3条関係)

火葬炉及び待合室使用料

			使用料					
区分		単位		がなは使 ではある	用者か 原市 <i>の</i> 西那須	新又は使 「那須塩」 「アリック」 「野町の」 「原民」 「原民」	死亡者又は使 用者が那須塩 原市のうち旧 黒磯市の区域 及び那須町の 住民	死亡者又は使 用者が左記以 外の住民
火葬炉	大人(1 3歳以上 の者)	1体	5,	000円	10,	000円	16,000円	50,000円
	小人(1 3歳未満 の者)	1体	2,	500円	5,	000円	8,000円	30,000円
	死産児	1 胎	1,	500円	3,	000円	5,000円	20,000円
	身体の一 部、胞衣 等	1個(30キ ログラ ム未満)	1,	000円	1,	000円	2,000円	20,000円
待合室		1室(2時間 以内)	3,	500円	3,	500円	7,000円	10,000円

備考 「使用者」とは、自己の身体の一部、胞衣等を火葬する者をいう。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の大田原市火葬場条例第2条の規定により使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。